

前田充浩著「国益奪還」アスキー新書 2007年3月27日刊を読む

テーマ「チャタムハウス・ルールとは」

「チャタムハウス・ルール」とは、「チャタムハウスの講演、セミナー等で話された内容については“チャタムハウスで聴いた話だが”という形であれば外部で引用しても構わない一方、発言者を特定してはならない」というものである。

このルールはまことに優れたものであり、チャタムハウスが国際関係論の分野で世界トップのシンクタンクの地位を維持している大きな要因の一つがこれにある。このルールの存在により、同研究所において優れた講演、セミナー等が行われていることは多くの人々の知るところとなる一方、発言者は責任を問われることがない。発言者は、このルールの存在ゆえに責任を問われることがないという安心感の下に、他の機会には決して口にすることのない繊細な話題や情報を豊富に提供することができるのである。

チャタムハウスにおける講演、セミナー等では、必ず冒頭に、この講演、セミナー等においては「チャタムハウス・ルール」が適用されるかどうかの確認が行われる。

※チャタムハウスのホームページに以下のように書かれている。

The Chatham House Rule reads as follows:

“When a meeting, or part thereof, is held under the Chatham House Rule, participants are free to use the information received, but neither the identity nor the affiliation of the speaker(s), nor that of any other participant, may be revealed”.

<コメント>

大不況下の日本での政策論議を深めるために、このチャタムハウス・ルールは極めて有用と確信する。

— 2008年12月26日記 —

(林 明夫)